



# 江の川だより

2022.4.14  
第10号

— みんなで取り組む江の川の流域治水 —

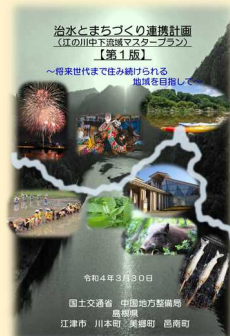
## 治水とまちづくり連携計画

(江の川中下流域マスタープラン) を策定しました。

### 江の川中下流域マスタープランとは？

「江の川中下流域マスタープラン」とは、江の川における河川整備とまちづくりが一体となって、**将来世代まで住み続けられる江の川流域を目指すための基本方針**などを定めたもので、江の川流域治水推進室（島根県、江津市、川本町、美郷町、邑南町、中国地方整備局）がとりまとめ、令和4年3月30日の「第4回江の川流域治水協議会」に報告し、同日公表したものです。

今後はこのマスタープランを基に、各地区の対策について調整を進め、地域と共に更なる流域治水対策を進めて参ります。



### 江の川中下流域マスタープランの内容

マスタープランには、近年の江の川沿川地域の**浸水被害状況**、**人口・経済**、**各市町の将来計画（総合計画）**等の状況を整理し、課題をとりまとめ、3つの方針を提案、江の川中下流域の将来像イメージ及び地区別のイメージや方向性を示しています。

#### 将来世代まで住み続けられる江の川中下流域を目指した3つの方針

- 方針① 地形的特性を踏まえたあらゆる関係者の協働による治水対策
- 方針② コンパクトで安全な地域拠点づくりと拠点間ネットワークの形成による地域創生
- 方針③ 治水対策と地域創生の両立を目指し住民・行政が協働した地域づくり

### 江の川中下流域の将来像イメージ

#### 各地区の方針を記載



### 地区別イメージ・方向性

#### 瀬尻・久料谷地区（瀬尻・久料谷）

#### 地区の特徴・対策イメージを記載



「江の川中下流域マスタープラン」は江の川流域治水推進室HPに掲載しています。

URLとQRコードはコチラ → <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/kasen/suishin/masterplan.html>



中国地方初！

# 江の川上流域の特定都市河川指定にむけて



広島県内の江の川上流域（三次市・安芸高田市・北広島町）では、近年、平成30年7月豪雨や令和3年7月、8月の大雨により大きな浸水被害が発生しています。

さらに今後も、気候変動により水災害の更なる頻発化・激甚化が予想されていることを踏まえ、流域での浸水被害対策も組み合わせ、河川管理者だけでなく、流域の関係者が協働して行う「流域治水」の考え方に基づく対策が必要です。

このため、近年大きな浸水被害が発生した当流域では、水災害に強い地域づくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「特定都市河川」への指定に向けた取組を進めています。



## 特定都市河川指定による流域治水の実践イメージ

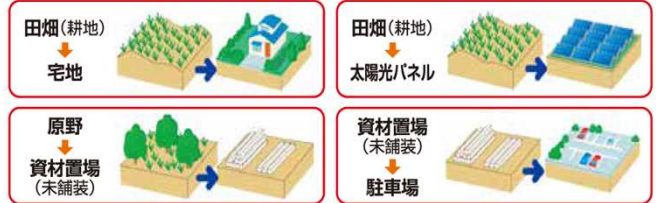
特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

### ■ 江の川(上流)の特定都市河川指定に関する問い合わせ先

国土交通省三次河川国道事務所 河川管理課 ..... Tel.0824-63-4121  
広島県土木建築局 河川課 ..... Tel.082-513-3929

特定都市河川に指定されると、流域内の以下の行為に対して、広島県等の許可（貯留・浸透対策施設の設置）が必要になります。新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模以上の行為（雨水浸透阻害行為）に対して、貯留・浸透対策を義務付けるものです。

### 対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例



- 図に示す行為面積が1,000㎡以上の場合、許可(対策)が必要となります。
- 田畑や原野を、宅地や舗装、資材置場、駐車場にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。

↓ 指定範囲の詳細はこちらから



江の川

## 許可が必要となる流域について

### 江の川上流域



## 江の川流域治水推進室長として藤原新室長が就任しました



室長：藤原 寛（広島県三次市出身）

4月1日に江の川流域治水推進室長に着任した藤原と申します。令和2年、3年の豪雨時は広島に居ながらカメラを通して江の川沿川が浸水する様を目の当たりにし、江の川の河川整備の必要性と緊急性を痛感いたしました。江の川沿川の皆さまの思いに沿えるよう、まちづくりと一体となった河川整備の推進に尽力してまいります。よろしくお願いいたします。

〒697-0034 島根県浜田市相生町 3973

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 Tel 0855-22-2480

〒695-0011 江津市江津町672番地4

国土交通省中国地方整備局 江の川流域治水推進室 Tel 0855-54-0377



推進室HP



浜田河川国道事務所Twitter